

岡崎市議会議案

令和4年9月定例会

令和4年9月岡崎市議会定例会議案目録

議案番号	件 名	ページ
認定 1	令和3年度岡崎市一般・特別会計の決算の認定について	5
認定 2	令和3年度岡崎市病院事業会計の決算の認定について	7
認定 3	令和3年度岡崎市水道事業会計の利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定について	9
認定 4	令和3年度岡崎市下水道事業会計の利益の処分及び決算の認定について	11
70	損害賠償の額を定めることについて	13
71	財産の譲与について（岡崎市六ツ美北保育園）	15
72	工事請負の契約の変更について（岡崎駅東土地区画整理事業都市計画道路柱町線道路築造工事）（柱一丁目地内）	17
73	工事請負の契約の変更について（岡崎駅東土地区画整理事業都市計画道路柱町線道路築造工事）（柱町地内）	19
74	土地区画整理に伴う町及び字の区域の設定並びに字の区域の変更について	21
75	損害賠償の額を定めることについて	25
76	工事請負の契約について（岡崎市立岡崎小学校南棟大規模改修建築工事）	27
77	岡崎市手数料条例の一部改正について	29
78	岡崎市長等の給料の月額の特例に関する条例の制定について	39
79	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	41
80	岡崎市職員の給与に関する条例の一部改正について	47
81	岡崎市職員の退職手当に関する条例等の一部改正について	53
82	岡崎市職員の定年等に関する条例の一部改正について	61
83	岡崎市職員の育児休業等に関する条例及び岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について	73
84	岡崎市児童育成センター条例の一部改正について	77

85	岡崎市保育所条例及び岡崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正について	79
86	岡崎市生活環境の美化の推進に関する条例の一部改正について	81
87	岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について	83
88	岡崎市市産材調達管理基金条例の制定について	85
89	岡崎市都市公園条例の一部改正について	87
90	岡崎市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について	91
91	岡崎市少年愛護センター条例の廃止について	93
92	令和4年度岡崎市一般会計補正予算(第7号)	95
93	令和4年度岡崎市一般会計補正予算(第8号)	99
94	令和4年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算(第1号)	109
95	令和4年度岡崎市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	113
96	令和4年度岡崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	117
97	令和4年度岡崎市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	121
98	令和4年度岡崎市介護保険特別会計補正予算(第1号)	125
99	令和4年度岡崎市継続契約集合支払特別会計補正予算(第1号)	129
100	令和4年度岡崎市こども発達医療センター特別会計補正予算(第1号)	133
101	令和4年度岡崎市病院事業会計補正予算(第1号)	137
102	令和4年度岡崎市水道事業会計補正予算(第1号)	139
103	令和4年度岡崎市下水道事業会計補正予算(第1号)	141

令和4年認定第1号

令和3年度岡崎市一般・特別会計の決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度の岡崎市一般会計、岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計、岡崎市農業集落排水事業特別会計、岡崎市国民健康保険事業特別会計、岡崎市後期高齢者医療特別会計、岡崎市介護保険特別会計、岡崎市継続契約集合支払特別会計、岡崎市額田北部診療所特別会計、岡崎市こども発達医療センター特別会計、岡崎市岡崎駅東土地区画整理事業清算金特別会計、岡崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計、岡崎市宮崎財産区特別会計及び岡崎市形埜財産区特別会計の決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

令和4年認定第2号

令和3年度岡崎市病院事業会計の決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度岡崎市病院事業会計の決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

令和4年認定第3号

令和3年度岡崎市水道事業会計の利益及び資本剰余金の処分並びに
決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項及び第3項の規定により、令和3年度岡崎市水道事業会計の利益及び資本剰余金の処分を次のように行うものとし、並びに同法第30条第4項の規定により、同会計の決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

1	未処分利益剰余金	2,899,299,259円
	資本金への組入れ	1,334,126,661円
	減債積立金への積立て	165,172,598円
	建設改良積立金への積立て	1,400,000,000円
2	資本剰余金	43,974円
	資本金への組入れ	43,974円

令和4年認定第4号

令和3年度岡崎市下水道事業会計の利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和3年度岡崎市下水道事業会計の利益の処分を次のように行うものとし、及び同法第30条第4項の規定により、同会計の決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

未処分利益剰余金	574,847,608円
資本金への組入れ	574,847,608円

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり、和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めるものとする。

令和4年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

1 損害賠償額

574,420円

2 事故の概要

令和4年7月4日午後4時20分頃、岡崎市大平町字沢添地内の相手方敷地において、固定資産税に係る家屋調査を終えた職員が道路に出るために公用自動車を後進した際、車両右前部が相手方所有のカーポートの柱に接触し、当該柱を損傷する損害を与えた。

(理由)

この案を提出したのは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により必要があるによる。

財産の譲与について

次のとおり、建物、工作物及び物品を譲与するものとする。

令和4年8月31日提出

岡崎市長 中根 康 浩

1 譲与する財産

(1) 建物（岡崎市六ツ美北保育園）

所 在	名 称	構 造	延床面積
岡崎市土井町 字柳ヶ坪8番 地	保育管理棟	鉄筋コンクリート造 2階建て	1,186.81平方メートル
	倉庫・便所	鉄筋コンクリート造 平家建て	23.76平方メートル

(2) 工作物及び物品
一式

2 譲与の相手方

岡崎市法性寺町字色子16番地
社会福祉法人むつみ会

3 譲与の理由

岡崎市六ツ美北保育園を民間移管することに伴い、相手方が安定的で良質な保育の提供を行うことができるようにするため、これらの財産を譲与する。

（理由）

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第237条第2項の規定により必要があるによる。

令和4年第72号議案

工事請負の契約の変更について

令和3年9月30日議決「工事請負の契約について（岡崎駅東土地区画整理事業都市計画道路柱町線道路築造工事）」を次のように変更するものとする。

令和4年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

「4 契約金額」中「742,500,000円」を「773,736,700円」に改める。

「5 完成期限」中「令和5年7月31日」を「令和5年9月29日」に改める。

（理由）

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第2条の規定により必要があるによる。

令和4年第73号議案

工事請負の契約の変更について

令和3年12月17日議決「工事請負の契約について（岡崎駅東土地区画整理事業都市計画道路柱町線道路築造工事）」を次のように変更するものとする。

令和4年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

「4 契約金額」中「316,800,000円」を「333,224,100円」に改める。

（理由）

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第2条の規定により必要があるによる。

令和4年第74号議案

土地区画整理に伴う町及び字の区域の設定並びに字の区域の変更について

西三河都市計画事業岡崎駅東土地区画整理事業の換地処分の公告のあった日の翌日から、本市の別図第1の区域について、次のとおり町及び字の区域を設定し、並びに字の区域を変更するものとする。

令和4年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

1 町の区域の設定

(1) 名称

おかざきえきまえいっちょうめ おかざきえきまえ に ちょうめ おかざきえきまえさんちょうめ はしらひがしいっちょうめ
岡崎駅前一丁目 岡崎駅前三丁目 岡崎駅前三丁目 柱東一丁目
はしらひがしに ちょうめ はね いっちょうめ はね に ちょうめ はねさんちょうめ はねよんちょうめ
柱東二丁目 羽根一丁目 羽根二丁目 羽根三丁目 羽根四丁目

(2) 区域

別図第2のとおり

2 字の区域の設定

(1) 名称

羽根北町6丁目

(2) 区域

別図第2のとおり

3 字の区域の変更

(1) 名称

戸崎町字沢田

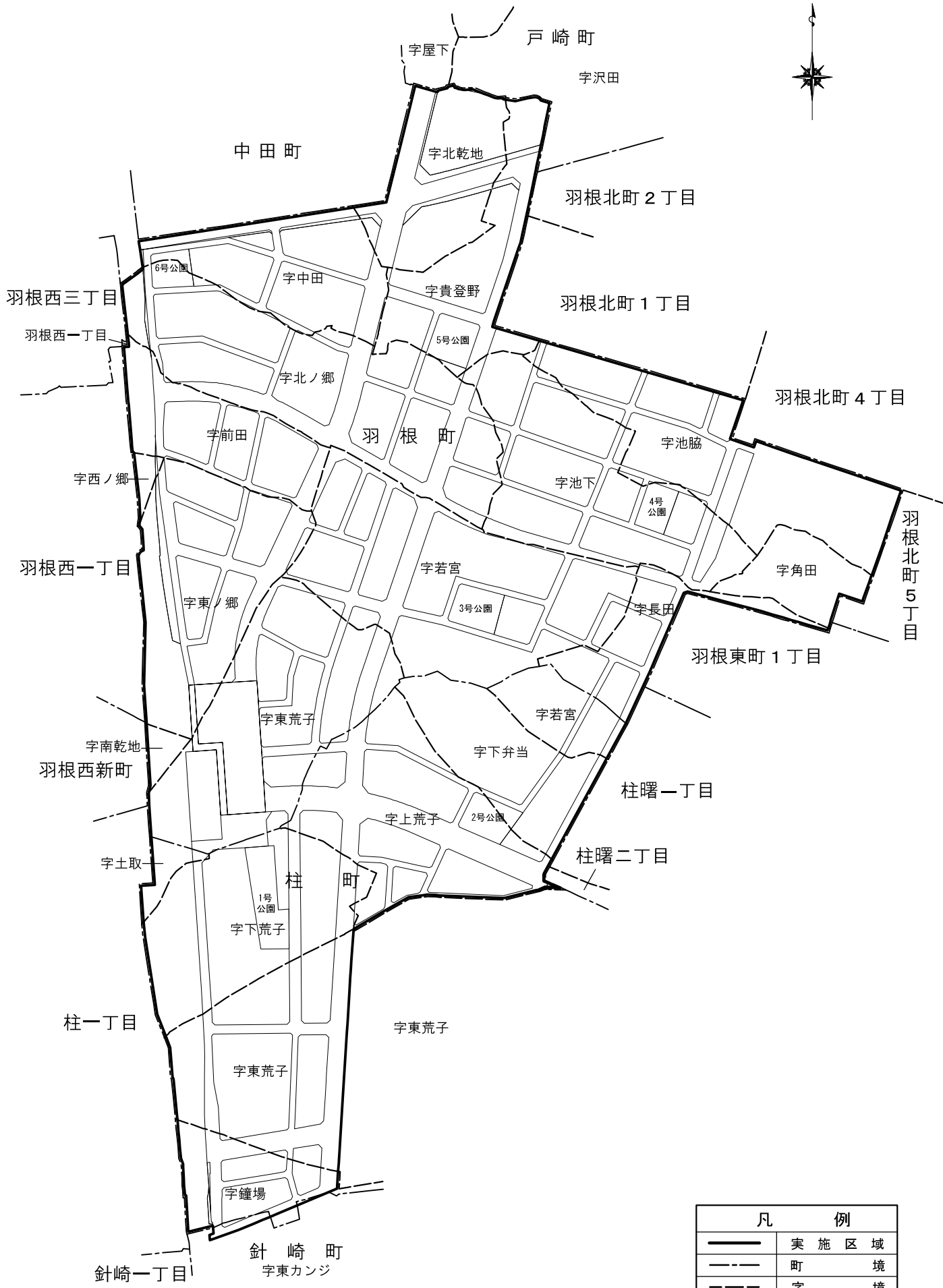
(2) 区域

別図第2のとおり

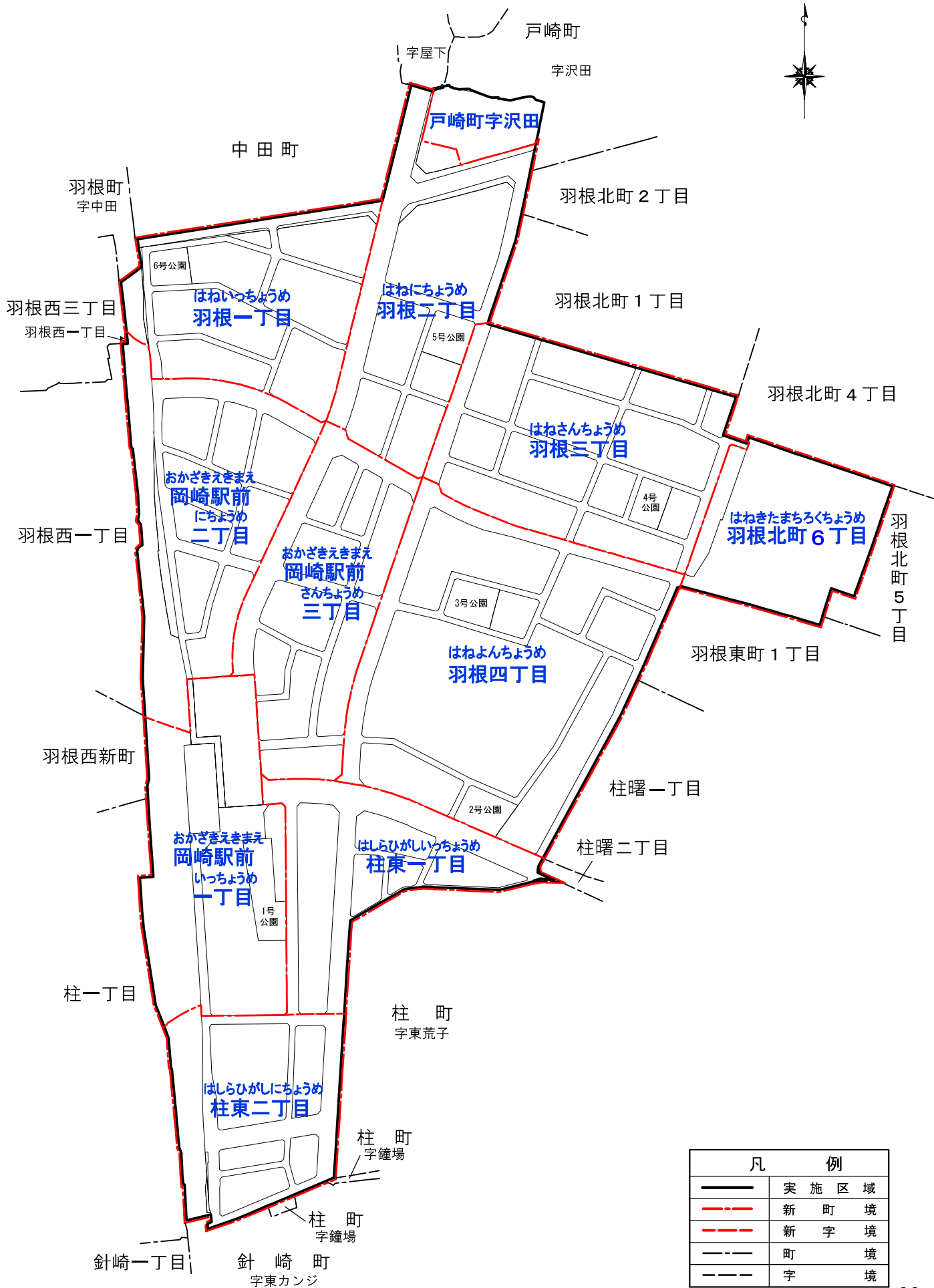
(理由)

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により必要があるによる。

別図第 1



別図第 2



凡 例	
	実施区域
	新町境
	新字境
	町境
	字境

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり、法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めるものとする。

令和4年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

1 損害賠償額

724,772円

2 事故の概要

令和4年1月19日午前6時30分頃、岡崎市六名二丁目9番3地先の市道上六名二丁目1号線において、歩行中の相手方が水道管の漏水に起因する路面の凍結により転倒し、当該相手方の頭部を負傷する損害を与えた。

(理由)

この案を提出したのは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第13号の規定により必要があるによる。

工事請負の契約について

次のとおり、工事請負の契約を締結するものとする。

令和4年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

1 契約目的

岡崎市立岡崎小学校南棟大規模改修建築工事

2 工事概要

(1) 南棟大規模改修

鉄筋コンクリート造3階建て 延べ2,240.44平方メートル

(2) 渡り廊下・玄関棟増築

鉄骨造2階建て 延べ195.31平方メートル

(3) エレベーター棟増築

鉄骨造4階建て 延べ46.88平方メートル

3 契約方法

一般競争入札

4 契約金額

499,400,000円

5 完成期限

令和6年2月16日

6 契約の相手方

岡崎市明大寺町字西郷中37番地

小原建設株式会社

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第2条の規定により必要があるによる。

岡崎市手数料条例の一部改正について

岡崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市手数料条例の一部を改正する条例

岡崎市手数料条例（平成12年岡崎市条例第12号）の一部を次のように改正する。
別表第1(27)項を次のように改める。

(27)	削除		
------	----	--	--

別表第1(64)項中「第85条第5項又は第6項」を「第85条第6項又は第7項」に改め、同表(74)の2項中「第87条の3第5項又は第6項」を「第87条の3第6項又は第7項」に改め、同表(75)項中「第5項」を「第7項」に、「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に、「新築に係るもの」を「新築に係る法第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画（以下この項において「長期優良住宅建築等計画」という。）の認定の申請」に、「改築に係るもの」を「改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請」に、

「						1棟の総戸数が301以上のもの	1戸につき 4,827,600円を 同一の建築物に ついて同時に申 請が行われる住 戸の数で除して 得た額	を	」
---	--	--	--	--	--	-----------------	---	---	---

「						1棟の総戸数が301以上のもの	1戸につき	」
---	--	--	--	--	--	-----------------	-------	---

			の	4,827,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
法第5条第6項に規定する長期優良住宅維持保全計画の認定の申請	法第2条第4項に規定する長期使用構造等である旨を登録住宅性能評価機関が確認した場合	一戸建ての住宅		1戸につき19,100円
		共同住宅等	1棟の総戸数が5以下のもの	1戸につき27,700円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
			1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1戸につき41,200円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
			1棟の総戸数が11以上30以下のもの	1戸につき54,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
			1棟の総戸数が31以上50以下のもの	1戸につき93,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た

					額
				1棟の総戸数が51以上100以下のもの	1戸につき152,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
				1棟の総戸数が101以上200以下のもの	1戸につき244,800円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
				1棟の総戸数が201以上300以下のもの	1戸につき298,500円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
				1棟の総戸数が301以上のもの	1戸につき317,700円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	その他の場合	一戸建ての住宅			1戸につき75,300円
		共同住宅等		1棟の総戸数が5以下のもの	1戸につき163,100円を同一の建築物について同時に申請

に、

	が行われる住戸 の数で除して得 た額
1棟の総戸数が6以上10以下 のもの	1戸につき 254,900円を同 一の建築物につ いて同時に申請 が行われる住戸 の数で除して得 た額
1棟の総戸数が11以上30以下 のもの	1戸につき 493,500円を同 一の建築物につ いて同時に申請 が行われる住戸 の数で除して得 た額
1棟の総戸数が31以上50以下 のもの	1戸につき 875,600円を同 一の建築物につ いて同時に申請 が行われる住戸 の数で除して得 た額
1棟の総戸数が51以上100以 下のもの	1戸につき 1,497,900円を 同一の建築物に ついて同時に申 請が行われる住 戸の数で除して 得た額
1棟の総戸数が101以上200以 下のもの	1戸につき 2,762,500円を 同一の建築物に ついて同時に申

						請が行われる住戸の数で除して得た額
					1棟の総戸数が201以上300以下のもの	1戸につき3,942,700円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
					1棟の総戸数が301以上のもの	1戸につき4,827,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額

「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」に改め、「(法第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画をいう。以下この項において同じ。)」を削り、

					1棟の総戸数が301以上のもの	1戸につき2,439,400円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
--	--	--	--	--	-----------------	---

を

					1棟の総戸数が301以上のもの	1戸につき2,439,400円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して
--	--	--	--	--	-----------------	--

				得た額
法第5条	法第2条	一戸建ての住宅		1戸につき 5,200円
法第6項に規定する長期優良住宅維持保全計画の変更に係るもの	法第4項に規定する長期使用構造等である旨を登録住宅性能評価機関が確認した場合	共同住宅等	1棟の総戸数が5以下のもの	1戸につき 10,500円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
			1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1戸につき 18,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
			1棟の総戸数が11以上30以下のもの	1戸につき 26,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
			1棟の総戸数が31以上50以下のもの	1戸につき 49,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
			1棟の総戸数が51以上100以下のもの	1戸につき 85,300円を同一の建築物について同時に申請が

			行われる住戸の 数で除して得た 額
		1棟の総戸数が101以上200以 下のもの	1戸につき 140,600円を同 一の建築物につ いて同時に申請 が行われる住戸 の数で除して得 た額
		1棟の総戸数が201以上300以 下のもの	1戸につき 172,900円を同 一の建築物につ いて同時に申請 が行われる住戸 の数で除して得 た額
		1棟の総戸数が301以上のも の	1戸につき 184,400円を同 一の建築物につ いて同時に申請 が行われる住戸 の数で除して得 た額
その 他の 場合	一戸建ての住宅		1戸につき 33,400円
	共同 住宅 等	1棟の総戸数が5以下のもの	1戸につき 78,200円を同 一の建築物につ いて同時に申請が 行われる住戸の 数で除して得た 額
		1棟の総戸数が6以上10以下 のもの	1戸につき 125,500円を同

に

	一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
1棟の総戸数が11以上30以下のもの	1戸につき246,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
1棟の総戸数が31以上50以下のもの	1戸につき440,900円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
1棟の総戸数が51以上100以下のもの	1戸につき758,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
1棟の総戸数が101以上200以下のもの	1戸につき1,399,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
1棟の総戸数が201以上300以下のもの	1戸につき1,995,000円を

						同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
					1棟の総戸数が301以上のもの	1戸につき2,439,400円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額

改め、同表⁽⁸²⁾の2項中「第60条」を「第60条第1項」に改め、同表備考1中「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料又は長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料又は長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1⁽⁶⁴⁾項、⁽⁷⁴⁾の2項及び⁽⁸²⁾の2項の改正規定 公布の日
- (2) 別表第1⁽²⁷⁾項の改正規定 令和5年4月1日

(理由)

この条例案を提出したのは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、新たに処理することとなる事務に係る手数料の額を定め、及び繊維試験業務を廃止することに伴い、当該業務に係る手数料を削る等の必要があるによる。

岡崎市長等の給料の月額の特例に関する条例の制定について

岡崎市長等の給料の月額の特例に関する条例を次のように定めるものとする。

令和4年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市長等の給料の月額の特例に関する条例

(市長及び副市長の給料の月額の特例)

第1条 令和4年10月1日から令和5年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)における市長及び副市長の給料の月額は、岡崎市長等の給与に関する条例(昭和26年岡崎市条例第13号)第3条の規定にかかわらず、市長にあっては同条第1号に掲げる額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とし、副市長にあっては同条第2号に掲げる額から当該額に100分の8を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条各号に掲げる額とする。

(教育長の給料の月額の特例)

第2条 特例期間における教育長の給料の月額は、岡崎市教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成27年岡崎市条例第8号)第3条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

(水道事業及び下水道事業管理者の給料の月額の特例)

第3条 特例期間における水道事業及び下水道事業管理者の給料の月額は、岡崎市水道事業及び下水道事業管理者の給与に関する条例(平成31年岡崎市条例第6号)第3条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

(常勤の監査委員の給料の月額の特例)

第4条 特例期間における常勤の監査委員の給料の月額は、岡崎市常勤の監査委員の給与に関する条例(平成4年岡崎市条例第4号)第3条の規定にかかわら

ず、同条に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。
ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この条例は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(理由)

この条例案を提出したのは、新型コロナウイルス感染症による市民生活への影響を鑑み、市長等の給料の支給について所要の調整をする必要があるによる。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に
関する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
を次のように定めるものとする。

令和4年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例

(岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第1条 岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和26年岡崎市条
令第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1
項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改め、「で法第28条の5第1項
に規定する短時間勤務の職を占める職員」を削り、「再任用短時間勤務職員」
を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第6項中「、再任用短時間勤
務職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員等」
を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第9条第2項及び第14条中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短
時間勤務職員等」に改める。

(岡崎市職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 岡崎市職員の分限に関する条例(昭和26年岡崎市条例第31号)の一部を
次のように改正する。

第3条中「おいて同じ。)」の次に「並びに法第28条の2第1項に規定する降
給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一
の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合
において、降格することをいう。)」を加える。

第4条中「、職員が降任された」を「、職員が降任により現に属する職務の

級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた」に、「該当する場合において」を「該当し」に、「ときは」を「場合は」に改める。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(定年の引上げに伴う経過措置)

5 岡崎市職員の給与に関する条例(昭和26年岡崎市条例第14号)附則第9項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに岡崎市職員の給与に関する条例(昭和26年岡崎市条例第14号)附則第9項の規定による降給とする」とする。

6 第8条第1項の規定は、岡崎市職員の給与に関する条例附則第9項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則の規定により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。

(岡崎市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 岡崎市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年岡崎市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第3条中「おいて」の次に「、その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(岡崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 岡崎市職員の育児休業等に関する条例(平成4年岡崎市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 岡崎市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。第10条第3号において同じ。)を延長された管理監督職を占める職員

第10条に次の1号を加える。

(3) 岡崎市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

第17条中「及び第5条の2第1項」を削る。

第18条の表第12条第2項第2号の項及び第15条第2項及び第3項ただし書の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改め、「で法第28条の5第1項に規定

する短時間勤務の職を占める職員」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条の表第12条第2項第2号の項及び第15条第2項及び第3項ただし書の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第22条第1項の項中「及び第11条の2」を「第5条、第8条の2から第10条まで及び第11条の2」に、「、第11条の2」を「第8条の2から第10条まで、第11条の2」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第24条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改め、「で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第25条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第26条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則に次の1項を加える。

（給与条例附則第9項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

- 4 育児短時間勤務職員等に対する給与条例附則第9項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に、岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第2項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（岡崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正）

第5条 岡崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年岡崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改め、同項第2号中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 岡崎市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（岡崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第6条 岡崎市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成14年岡崎市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第26条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改め、「で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(岡崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第7条 岡崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年岡崎市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(岡崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第8条 岡崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成18年岡崎市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改め、「で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)で地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第1条の規定による改正後の岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(岡崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 暫定再任用職員は、第5条の規定による改正後の岡崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例第2条第2項第1号に規定する地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(岡崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 暫定再任用職員で地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第6条の規定による改正後の岡崎市職員の特殊勤務手当に関する条例第26条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(理由)

この条例案を提出したのは、地方公務員法の一部改正に伴い、関係する条例の規定を整備する必要があるによる。

岡崎市職員の給与に関する条例の一部改正について

岡崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市職員の給与に関する条例（昭和26年岡崎市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項及び第5項中「その者」を「当該職員」に改める。

第5条の2第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に、「掲げる給料月額」を「掲げる基準給料月額」に改め、「応じた」の次に「額に、岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た」を加え、同条第2項を削る。

第12条第1項第2号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下」の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第15条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項第1号及び第5項第1号中「場合は」を「場合には」に改める。

第20条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第22条第1項中「第8条の2」を「第5条、第8条の2」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の見出し及び7項を加える。

(定年の引上げに伴う給与に関する特例措置)

9 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第4項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

10 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 岡崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年岡崎市条例第 号)による改正前の岡崎市職員の定年等に関する条例(昭和59年岡崎市条例第5号)第3条ただし書に定める医療業務に従事する医師及び歯科医師に相当する職員として規則で定める職員

(3) 岡崎市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

(4) 岡崎市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条例第1項に規定する異動期間(同項又は同条例第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条各号に規定する職を占める職員

11 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の

間、特定日以後、同項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 12 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第4項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第4項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 13 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第9項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第11項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 14 附則第11項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第9項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 15 附則第9項から前項までに定めるもののほか、附則第9項の規定による給料月額、附則第11項の規定による給料その他附則第9項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1職員の区分の欄中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

員										
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 2 アの表職員の区分の欄中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 296,200	円 338,600	円 393,000	円 466,000	円 565,900

別表第 2 イの表職員の区分の欄中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 188,700	円 215,300	円 243,500	円 256,900	円 282,100	円 322,800	円 365,000	円 426,500

別表第 2 ウの表職員の区分の欄中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給
---	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額
	円 235,100	円 255,400	円 262,600	円 272,800	円 289,100	円 326,200	円 370,600

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(職員の勤務延長に関する経過措置)

2 この条例による改正後の岡崎市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第 9 項から第 15 項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下「改正法」という。）附則第 3 条第 5 項又は第 6 項の規定により勤務している職員には適用しない。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

3 改正法附則第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正後の条例第 5 条の 2 に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の条例第 4 条第 1 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第 4 項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和 26 年岡崎市条例第 30 号）第 2 条第 2 項又は第 5 項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第 1 項に規

定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 5 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第4項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和26年岡崎市条例第30号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 6 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第20条第3項、第21条第2項及び第22条第1項の規定を適用する。
- 7 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第12条第2項第2号並びに第15条第2項及び第3項の規定を適用する。
- 8 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員の給与に関し必要な事項は、規則で定める。
（岡崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 9 岡崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年岡崎市条例第9号）の一部を次のように改正する。
第31条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（理由）

この条例案を提出したのは、地方公務員法の一部改正に伴い、60歳を超える職員の給与の取扱いに関する特例を定める等の必要があるによる。

岡崎市職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

岡崎市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(岡崎市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 岡崎市職員の退職手当に関する条例(昭和29年岡崎市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の5第2項において」を「以下」に改め、「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項又は岡崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成18年岡崎市条例第42号)第4条の規定により採用された者を除く。)」を削る。

第2条第2項中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第4条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「(前項)」を「(同項)」に改める。

第5条の3中「者に係る定年から15年」を「その者に係る定年から20年」に改める。

第6条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」に改め、「額(以下)」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第8条の2第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。

第10条第4項中「、雇用保険法第20条第2項に規定するときに相当するものとして規則で定めるときに該当する場合に関しては、規則で、同項の規定に準じて、支給期間についての特例を定めることができる」を「当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「次項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第14条第1項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第15条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第16条第1項中「にあつては」を「には」に改める。

第17条第1項から第4項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第2項及び第3項を削り、附則第4項を附則第2項とする。

附則第5項を削り、附則第6項中「第5条の3まで」の次に「及び附則第13項から第24項まで」を加え、「附則第6項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第7項中「第5条の2」の次に「及び附則第17項若しくは第18項」を加え、同項を附則第4項とする。

附則第8項中「第5条」の次に「又は附則第15項」を加え、「附則第6項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第9項を附則第6項とし、附則第10項から第12項までを附則第7項から第9項までとする。

附則第13項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第14項を附則第11項とし、附則第15項を附則第12項とし、附則に次の12項を加える。

- 13 当分の間、第3条第2項の規定は、11年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額については適用しない。
- 14 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第14項」とする。
- 15 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第15項」とする。
- 16 前3項の規定は、医療業務に従事する医師及び歯科医師が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
- 17 給与条例附則第9項の規定による職員の給料月額の変更（次項において「給料月額7割措置」という。）は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 18 当分の間、給料月額7割措置の適用を受ける者のうち、基礎在職期間中に、第5条の2第1項に規定する理由（給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合を除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある者については、その者に対して支給する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、第1号又は第2号に定める額とする。ただし、規則で定める場合については、この限りでない。
 - (1) 基礎在職期間中に、第5条の2第1項に規定する理由（給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合及び当該減額をされた日（以下この号において「7割措置減額日」という。）における同項

に規定する理由を除く。)によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該減額をされた日(以下この号において「特別特定減額日」という。)の前日におけるその者の給料月額のうち最も多いもの(当該給料月額がこの号に規定する7割措置前給料月額を超えない場合にあっては、当該特別特定減額日が7割措置減額日より後のものに限る。)(以下この号において「特別特定減額前給料月額」という。)が退職の日におけるその者の給料月額よりも多く、かつ、給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額(以下この号において「7割措置前給料月額」という。)が退職の日におけるその者の給料月額よりも多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、次に掲げる額の合計額とする。

ア その者が特別特定減額前給料月額(当該特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日が2以上ある場合は、これらのうち最も遅い日の前日におけるものをいう。以下この号において同じ。)又は7割措置前給料月額のいずれか多い額(以下この項において「上位減額前給料月額」という。)に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び上位減額前給料月額を基礎として、第3条から第6条の3までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

イ その者が特別特定減額前給料月額又は7割措置前給料月額のいずれか少ない額(以下この項において「下位減額前給料月額」という。)に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び下位減額前給料月額に、(7)に掲げる割合から(1)に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

(7) その者が下位減額前給料月額に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び下位減額前給料月額を基礎として、第3条から第6条の3までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に対する割合

(1) アに掲げる額の上位減額前給料月額に対する割合

ウ 退職の日におけるその者の給料月額に、(7)に掲げる割合から(1)に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

(7) その者に対する退職手当の基本額が第3条から第6条の3までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職の日におけるその者の給料月額に対する割合

(1) イに掲げる額の下位減額前給料月額に対する割合

- (2) 前号の規定により計算した額が、次のア又はイに掲げる同号イ(イ)に掲げる割合の区分に応じ、当該ア又はイに定める額を超える場合は、同号の規定にかかわらず、当該ア又はイに定める額をもつてその者に対して支給する退職手当の基本額とする。
- ア 60以上 上位減額前給料月額に60を乗じて得た額
- イ 60未満 次の(ア)又は(イ)に掲げる前号ウ(イ)に掲げる割合の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額
- (ア) 60以上 上位減額前給料月額に前号イ(イ)に掲げる割合を乗じて得た額及び下位減額前給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額
- (イ) 60未満 上位減額前給料月額に前号イ(イ)に掲げる割合を乗じて得た額、下位減額前給料月額に同号ウ(イ)に掲げる割合から同号イ(イ)に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に60から同号ウ(イ)に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額
- 19 当分の間、給与条例附則第11項、第13項又は第14項の規定による給料を支給される職員の退職手当の計算の基礎となる給料月額は、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額とする。
- 20 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年」とあるのは「定年（附則第16項の医療業務に従事する医師及び歯科医師以外の者にあつては60歳とし、同項の医療業務に従事する医師及び歯科医師にあつては65歳とする。）」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数」とあるのは「定年（附則第16項の医療業務に従事する医師及び歯科医師以外の者にあつては60歳とし、同項の医療業務に従事する医師及び歯科医師にあつては65歳とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数」とする。
- 21 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（規則で定める者を除く。）に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「6箇月」とあるのは「零月」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項

及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年齢が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。

附則第16項の医療業務に従事する医師及び歯科 医師以外の者	60歳
附則第16項の医療業務に従事する医師及び歯科 医師	65歳

- 22 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第5条の3及び第8条の2の規定の適用については、第5条の3本文及び第8条の2第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び同号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 23 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第21項の表の左欄に掲げる者が、それぞれ同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年齢が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「附則第21項の表の左欄に掲げる者の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。
- 24 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第21項の表の左欄に掲げる者が、それぞれ同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢

との差に相当する年齢が1年である職員にあつては、100分の2)」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(岡崎市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 岡崎市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年岡崎市条例第42号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第5条まで」の次に「又は附則第13項から第15項まで」を、「第5条の3まで」の次に「及び附則第13項から第24項まで」を加える。

附則第4項中「第5条の2」の次に「及び附則第17項若しくは第18項」を加える。

附則第5項中「第5条」の次に「又は附則第15項」を加える。

(岡崎市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 岡崎市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年岡崎市条例第42号)の一部を次のように改正する。

附則第11条中「の額」を「の基本額」に、「附則第6項」を「附則第3項」に改める。

(岡崎市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 岡崎市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年岡崎市条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第1項中「第6条の5まで及び附則第6項から第8項」を「第6条の5まで及び附則第3項から第5項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中岡崎市職員の退職手当に関する条例第10条第4項の改正規定及び同条例附則第13項の改正規定並びに附則第3項の規定 公布の日

(2) 第1条中岡崎市職員の退職手当に関する条例第10条第11項第5号の改正規定 令和4年10月1日

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員に対する第1条の規定による改正後の岡崎市職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第1条の規定の適用については、同条中「要する

もの」とあるのは、「要するもの（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。）」とする。

- 3 新条例第10条第4項の規定は、附則第1項第1号に規定する施行日以後に同条第4項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

（理由）

この条例案を提出したのは、地方公務員法及び岡崎市職員の定年等に関する条例の一部改正により定年が引き上げられること等に伴い、退職手当に係る規定を整備する必要があるによる。

岡崎市職員の定年等に関する条例の一部改正について

岡崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年岡崎市条例第5号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条～第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条～第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条）

第5章 雑則（第13条）

附則

第1章 総則

第1条中「）第28条の2第1項から第3項まで、及び第28条の3」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改める。

第1条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条各号に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「より」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「、その」を「、当該」に、「による」を「により生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「市長の承認を得て、」を「これらの期限の翌日から起算して」に改め、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなつた」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、規則で定める。

本則に次の1条及び3章を加える。

（定年に関する施策の調査等）

第5条 市長は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事務について適切な方策を講ずるものとする。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職（医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。

- (1) 岡崎市職員の給与に関する条例（昭和26年岡崎市条例第14号）第8条及び岡崎市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年岡崎市条例第19号）第2条第1項に規定する管理職手当を支給される職員の職
- (2) 前号に掲げる職のほか、これに相当する職として規則で定める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公

務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含

む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則第2項の前の見出し、同項及び附則第3項を削り、附則に次の見出し及び3項を加える。

(定年に関する経過措置)

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、岡崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年岡崎市条例第 号。以下「令和4年改正条例」という。）による改正前の第3条ただし書に定める医療業務に従事する医師及び歯科医師であって、第3条の規定を適用する職員の定年については、前項の規定にかかわらず、年齢65年とする。

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に定める医療業務に従事する医師及び歯科医師を除く。以下同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第10条の規定は、公布の日から施行する。

（岡崎市職員の再任用に関する条例の廃止）

第2条 岡崎市職員の再任用に関する条例（平成13年岡崎市条例第1号）は、廃止する。

（勤務延長に関する経過措置）

第3条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前にこの条例による改正前の岡崎市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の岡崎市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えないことができる。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第4条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、その者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則

で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、その者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、その者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、その者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。以下同じ。）に達しているもの（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。
（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第6条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定

する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第8条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第4条及び第5条の規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第9条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下「新条例

原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者)を、新条例第12条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第10条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(理由)

この条例案を提出したのは、地方公務員法の一部を改正する法律の施行等を踏まえ、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、所要の改正を行う必要があるによる。

岡崎市職員の育児休業等に関する条例及び岡崎市職員の勤務時間、
休日及び休暇に関する条例の一部改正について

岡崎市職員の育児休業等に関する条例及び岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市職員の育児休業等に関する条例及び岡崎市職員の勤務時間、休日及び
休暇に関する条例の一部を改正する条例

(岡崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 岡崎市職員の育児休業等に関する条例(平成4年岡崎市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「(第2条の4)」を「(当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4)」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び第2条の3において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子につ

いて、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第2号中「において当該非常勤職員が」を「において、当該非常勤職員が、」に改め、同条第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「該当するとき」を「該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号中イをウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号イの前に次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた

日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に改め、「各号」の次に「に掲げる場合」を加え、「とき」を「場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「、当該任期の」を「、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

(岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第2条 岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和26年岡崎市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第10号中「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に第1条の規定による改正前の岡崎市職員の育児休業等に関する条例第3条第5号に規定する計画を申し出た職員に対する同条（第5号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

（理由）

この条例案を提出したのは、国家公務員及び民間労働者との均衡を図るため、職員の育児と仕事の両立支援に関する所要の規定を整備する必要があるによる。

岡崎市児童育成センター条例の一部改正について

岡崎市児童育成センター条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市児童育成センター条例の一部を改正する条例

岡崎市児童育成センター条例（平成10年岡崎市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条の表に次のように加える。

岡崎市第2緑丘児童育成センター	岡崎市美合町字沢渡12番地
-----------------	---------------

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 岡崎市第2緑丘児童育成センターの利用の許可に必要な手続その他の行為は、令和5年4月1日前においてもこれを行うことができる。

（理由）

この条例案を提出したのは、新設する児童育成センターの名称及び位置を定める必要があるによる。

岡崎市保育所条例及び岡崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正について

岡崎市保育所条例及び岡崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市保育所条例及び岡崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例

(岡崎市保育所条例の一部改正)

第1条 岡崎市保育所条例(昭和40年岡崎市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条の表岡崎市六ツ美北保育園の項を削る。

(岡崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第2条 岡崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成13年岡崎市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 社会福祉法人むつみ会

附則に次の1項を加える。

(派遣職員の給与の特例)

7 第2条第1項第10号に規定する社会福祉法人むつみ会に派遣する職員に対する第5条の規定の適用については、令和5年度から令和7年度までの間に限り、同条中「給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当」とあるのは、「給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当」とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(理由)

この条例案を提出したのは、岡崎市六ツ美北保育園の民間移管を行うため、同園を廃止するとともに、移管後も安定した保育所運営を図ることができるよう、移管先法人へ職員を派遣する必要があるによる。

岡崎市生活環境の美化の推進に関する条例の一部改正について

岡崎市生活環境の美化の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市生活環境の美化の推進に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市生活環境の美化の推進に関する条例（平成31年岡崎市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第12条中「周囲にたばこの吸い殻入れ又は空き容器の回収箱（次条第1項において「空き容器の回収箱等」という。）を設置し、その」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 自動販売機によりたばこ又は容器入りの飲食料を販売する者は、その周囲にたばこの吸い殻入れ又は空き容器の回収箱（次条第1項において「空き容器の回収箱等」という。）を設置し、これを適正に管理しなければならない。ただし、当該自動販売機の周囲の清潔を保つことができる場合として規則で定める場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、たばこ又は容器入りの飲食料の販売者に課されている空き容器の回収箱等の設置義務を見直す必要があるによる。

岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について

岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成7年岡崎市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第15条中「徴収方法は」の次に「、次条に定めるもののほか」を加え、同条の次に次の4条を加える。

（証紙により徴収する手数料及び証紙の種類等）

第15条の2 処理手数料のうち、別表第1(1)項に規定する粗大ごみの収集及び運搬をする場合の手数は、証紙による収入の方法により徴収する。

2 証紙の種類は、300円とし、その形式は、市長が別に定める。

（証紙の売りさばき）

第15条の3 証紙は、市又は市長の指定する証紙売りさばき人（次項及び第3項において「売りさばき人」という。）において売りさばくものとする。

2 売りさばき人は、証紙を市から買い受けるものとする。

3 市長は、売りさばき人を指定したときは、直ちにこれを公表しなければならない。指定を取り消したときも、また同様とする。

（証紙の無効）

第15条の4 消印された証紙又は著しく汚染し、若しくは毀損した証紙は、無効とする。

（証紙の返還）

第15条の5 証紙は、これを返還して現金の還付を受け、又は他の証紙と交換することはできない。ただし、証紙の種類及び形式を変更したとき、又は証紙を廃止したときその他市長がやむを得ない理由があると認めるときは、こ

の限りでない。

第2条 岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条の2第2項中「300円」の次に「及び900円」を加える。

別表第1(1)項中「70円」を「200円」に、「300円、600円、900円、1,200円」を「900円、1,200円、1,500円、1,800円」に、「につき100円」を「につき200円」に、「規則で定めるものにあつては30円、その他のものにあつては100円」を「200円」に改め、同表(2)項を次のように改める。

(2)	し尿	収集及び運搬をする場合	36リットルにつき500円
-----	----	-------------	---------------

別表第1備考1ただし書を削る。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（使用料表）

区分	使用料の額
ごみ焼却施設による処分	10キログラムにつき300円

附 則

- この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。
- 第2条の規定による改正後の岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例別表第1の規定（粗大ごみの収集及び運搬をする場合の処理手数料に係る部分に限る。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申出に係る処理手数料について適用し、施行日前の申出に係る処理手数料については、なお従前の例による。

（理由）

この条例案を提出したのは、廃棄物の処理に係る原価に基づき適切な手数料を設定し、費用負担の公平性の確保を図るため当該処理手数料及び使用料の金額を見直す必要があるによる。

岡崎市市産材調達管理基金条例の制定について

岡崎市市産材調達管理基金条例を次のように定めるものとする。

令和4年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市市産材調達管理基金条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定に基づき、岡崎市産材(岡崎市内で生産された木材をいう。以下「市産材」という。)の利用を円滑かつ効率的に行うため、市産材調達管理基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、2,000万円とする。

(基金の運用)

第3条 基金は、市産材の調達に要する経費の支払資金として運用するものとする。

(市産材の払出価格)

第4条 市産材の払出価格は、その取得価格及び保管経費を基準として規則で定める。

(市産材の調達に伴う損益の処理)

第5条 市産材の調達に伴って生じた利益は、予算の定めるところにより、翌年度の一般会計の歳入に繰り入れるものとする。

2 市産材の調達に伴って生じた損失は、予算の定めるところにより、翌年度の一般会計の歳出をもって補填するものとする。

(規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、より一層、公共建築物等における木材利用を促進するため、岡崎市産材の利用を円滑かつ効率的に行うための基金を設置する必要があるによる。

岡崎市都市公園条例の一部改正について

岡崎市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市都市公園条例の一部を改正する条例

第1条 岡崎市都市公園条例（昭和32年岡崎市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

岡崎城
三河武士のやかた家康館

」

を

「

岡崎城

」

に改める。

別表第2中

「

岡崎城 三河武士のやかた家康館	岡崎城の利用のとき	一般	大人1回		200
			こども1回		100
		団体	大人1回	100人未満	160
				100人以上	130
			こども1回	100人未満	80
				100人以上	60
割引	大人1回			170	

三河武士のやかた家康館の利用のとき	通常の場合	一般	こども 1 回		80	
			大人 1 回		360	
			こども 1 回		200	
		団体	大人 1 回	100人未満	280	
				100人以上	230	
			こども 1 回	100人未満	160	
				100人以上	130	
		割引	大人 1 回		310	
			こども 1 回		170	
		特別の企画に基づく展示を行う場合			市長がその都度定める額	
共に利用のとき	通常の場合	一般	大人 1 回		510	
			こども 1 回		270	
		団体	大人 1 回	100人未満	410	
				100人以上	320	
			こども 1 回	100人未満	220	
				100人以上	170	
		割引	大人 1 回		450	
			こども 1 回		240	
		特別の企画に基づく展示を行う場合			市長がその都度定める額	

を
「

岡崎城	一般	大人 1 回		300
		こども 1 回		150
	団体	大人 1 回		240
		こども 1 回		120
	割引	大人 1 回		250
		こども 1 回		120

に改め、同表備考 2 及び 3 (1) 中「及び三河武士のやかた家康館」を削る。

第 2 条 岡崎市都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

を
「

岡崎城

岡崎城

三河武士のやかた家康館

に改める。

別表第 2 中

「

岡崎城	一般	大人 1 回	300
		こども 1 回	150
	団体	大人 1 回	240
		こども 1 回	120
	割引	大人 1 回	250
		こども 1 回	120

を
「

岡崎城 三河武 士のや かた家 康館	岡崎城の利用のとき	一般	大人 1 回	300	
			こども 1 回	150	
		団体	大人 1 回	240	
			こども 1 回	120	
		割引	大人 1 回	250	
			こども 1 回	120	
	三河武 士のや かた家 康館の 利用の とき	通常の場合	一般	大人 1 回	400
				こども 1 回	200
		団体	大人 1 回	320	
			こども 1 回	160	
		割引	大人 1 回	350	
			こども 1 回	170	
	特別の企画に基づ く展示を行う場合		市長がその都度定める額		
	共に利 用のと	通常の場合	一般	大人 1 回	650
こども 1 回				320	

	き		団体	大人 1 回	520	
				こども 1 回	260	
			割引	大人 1 回	550	
				こども 1 回	270	
		特別の企画に基づく展示を行う場合			市長がその都度定める額	

に改め、同表備考 2 及び 3 (1) 中「岡崎城」の次に「及び三河武士のやかた家康館」を加える。

附 則

この条例中第 1 条の規定は令和 5 年 1 月 1 日から、第 2 条の規定は令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

(理由)

この条例案を提出したのは、受益者負担の適正化を図る等のため、岡崎城及び三河武士のやかた家康館の使用料の改定等をする必要があるによる。

岡崎市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について

岡崎市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

岡崎市特定公共賃貸住宅条例（平成12年岡崎市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「省令」という。）第1条第3号」を「省令第1条第4号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 同居親族等 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「省令」という。）第1条第1号に規定する同居親族等をいう。

第7条各号列記以外の部分中「現に同居し、又は同居しようとする親族」を「同居親族等」に改め、同条第1号中「現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）」を「同居親族等」に改める。

第27条第1項中「親族以外の親族」を「同居親族等以外の者」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の前に入居の申込みをした者の当該申込みに係る入居者の資格については、なお従前の例による。

(理由)

この条例案を提出したのは、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正により、特定公共賃貸住宅の入居者資格について、親族と同居する者に加え、里親制度における里子及び親族に準ずる者と同居する者も入居することができることとされたことに伴い、入居者資格を見直す必要があるによる。

令和4年第91号議案

岡崎市少年愛護センター条例の廃止について

岡崎市少年愛護センター条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和4年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市少年愛護センター条例を廃止する条例

岡崎市少年愛護センター条例（昭和39年岡崎市条例第50号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、岡崎少年愛護センターの機能を子ども・若者総合相談センターに移管することに伴い、岡崎少年愛護センターを廃止する必要があるによる。

令和4年度岡崎市一般会計補正予算（第7号）

令和4年度岡崎市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ138,354千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132,624,158千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	21,113,022	△31,284	21,081,738
	2 国庫補助金	4,236,231	△31,284	4,204,947
17	県支出金	9,847,932	169,638	10,017,570
	2 県補助金	3,190,496	169,638	3,360,134
	歳入合計	132,485,804	138,354	132,624,158

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	12,356,600	31,284	12,387,884
	1 総務管理費	8,067,958	31,284	8,099,242
4	衛生費	18,919,927	107,070	19,026,997
	1 保健衛生費	10,024,066	107,070	10,131,136
	歳出合計	132,485,804	138,354	132,624,158

令和4年度岡崎市一般会計補正予算（第8号）

令和4年度岡崎市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,187,369千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ138,811,527千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

一般会計

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	21,081,738	1,135,876	22,217,614
	1 国庫負担金	16,796,404	816,890	17,613,294
	2 国庫補助金	4,204,947	318,823	4,523,770
	3 委託金	80,387	163	80,550
17	県支出金	10,017,570	2,178,016	12,195,586
	1 県負担金	5,643,164	2,349	5,645,513
	2 県補助金	3,360,134	2,175,667	5,535,801
18	財産収入	840,641	21,865	862,506
	1 財産運用収入	218,166	10	218,176
	2 財産売払収入	622,475	21,855	644,330
19	寄附金	256,910	20,030	276,940
	1 寄附金	256,910	20,030	276,940
20	繰入金	9,320,718	407,639	9,728,357
	2 基金繰入金	9,163,888	407,639	9,571,527
21	繰越金	486,032	2,355,205	2,841,237
	1 繰越金	486,032	2,355,205	2,841,237
22	諸収入	4,509,384	1,738	4,511,122
	5 雑入	3,378,615	1,738	3,380,353
23	市債	3,167,000	67,000	3,234,000
	1 市債	3,167,000	67,000	3,234,000
	歳入合計	132,624,158	6,187,369	138,811,527

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	12,387,884	31,622	12,419,506
	1 総務管理費	8,099,242	21,533	8,120,775
	2 総務諸費	2,127,568	11,721	2,139,289
	3 徴税费	1,139,337	575	1,139,912
	7 監査委員費	88,586	△2,207	86,379
3	民生費	52,093,132	595,521	52,688,653
	1 社会福祉費	12,860,314	316,413	13,176,727
	2 老人福祉費	10,334,033	255,479	10,589,512
	3 児童福祉費	24,839,894	23,445	24,863,339
	4 生活保護費	4,058,888	184	4,059,072
4	衛生費	19,026,997	4,451,196	23,478,193
	1 保健衛生費	10,131,136	3,692,089	13,823,225
	2 衛生諸費	3,353,450	546,786	3,900,236
	3 環境費	805,397	20,309	825,706
	4 清掃費	4,737,014	192,012	4,929,026
6	農林業費	1,676,315	109,882	1,786,197
	1 農業費	600,566	59,425	659,991
	2 農業基盤整備費	656,596	15,429	672,025
	3 林業費	419,153	35,028	454,181
7	商工費	3,809,085	336,717	4,145,802
	1 商工費	3,809,085	336,717	4,145,802
8	土木費	16,946,759	192,160	17,138,919
	2 交通安全対策費	360,106	11,188	371,294
	5 都市計画費	6,380,798	46,671	6,427,469

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	6 公園緑地費	2,399,031	133,701	2,532,732
	8 住宅費	1,316,705	600	1,317,305
9	消防費	4,436,965	5,720	4,442,685
	1 消防費	4,436,965	5,720	4,442,685
10	教育費	13,942,633	375,569	14,318,202
	1 教育総務費	2,893,050	△231	2,892,819
	2 小学校費	1,966,737	149,463	2,116,200
	3 中学校費	1,194,186	41,452	1,235,638
	4 学校教育費	4,152,874	55,054	4,207,928
	5 社会教育費	3,112,390	78,242	3,190,632
	6 保健体育費	623,396	51,589	674,985
11	災害復旧費	75,000	88,982	163,982
	3 文教施設災害復旧費	10,000	88,982	98,982
	歳 出 合 計	132,624,158	6,187,369	138,811,527

第2表 繰越明許費補正
追加

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 老人福祉費	高年者センター 管理運営事業	千 3,253
8 土木費	5 都市計画費	バス路線対策事業	12,150
	6 公園緑地費	公園施設保全事業 (岡崎中央総合公園)	112,232
10 教育費	2 小学校費	小学校附帯施設改修事業 (緑丘小学校)	30,580

追加

事 項	期 間	限 度 額
大河ドラマ館展示物制作・設置 に 要 す る 経 費	令 和 5 年 度	千円 37,000
パークアンドライド実施 に 要 す る 経 費	令 和 5 年 度	30,854

第4表 地方債補正
変更

起債の目的	補		正	前
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公園整備事業費	千円 156,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。
計	3,167,000			

補		正		後	
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法		
千 223,000	変 更 な し	変 更 な し	変 更 な し	変 更 な し	
3,234,000					

令和4年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算
(第1号)

令和4年度岡崎市の阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,631千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ914,872千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和4年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	407,233	4,631	411,864
	1 一般会計繰入金	407,233	4,631	411,864
	歳入合計	910,241	4,631	914,872

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	工業団地造成費	593,656	4,631	598,287
	1 工業団地造成費	593,656	4,631	598,287
	歳出合計	910,241	4,631	914,872

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 工業団地造成費	1 工業団地造成費	阿知和地区工業団地 造成事業	千円 4,631

令和4年度岡崎市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度岡崎市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,429千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ558,307千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4	繰入金	253,715	15,429	269,144
	1 一般会計繰入金	253,715	15,429	269,144
	歳入合計	542,878	15,429	558,307

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	施設管理費	171,015	15,429	186,444
	1 維持管理費	171,015	15,429	186,444
	歳出合計	542,878	15,429	558,307

令和4年度岡崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度岡崎市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（事業勘定の歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,815,255千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（事業勘定の債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により事業勘定の債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和4年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5	県支出金	23,168,936	4,000	23,172,936
	1 県補助金	23,168,935	4,000	23,172,935
	歳入合計	33,811,255	4,000	33,815,255

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	保険給付費	22,972,342	4,000	22,976,342
	2 諸給付費	2,904,661	4,000	2,908,661
	歳出合計	33,811,255	4,000	33,815,255

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
被保険者証等印字封入封緘 に 要 す る 経 費	令 和 5 年 度	千円 5,560
納入通知書印字封入封緘 に 要 す る 経 費	令 和 5 年 度	7,148
督促状等印字封入封緘 に 要 す る 経 費	令 和 5 年 度	3,946

令和4年度岡崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和4年度岡崎市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,686千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,218,181千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和4年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	976,118	52	976,170
	1 一般会計繰入金	976,118	52	976,170
4	繰越金	1	12,832	12,833
	1 繰越金	1	12,832	12,833
5	諸収入	375,115	5,802	380,917
	3 受託事業収入	342,239	5,802	348,041
	歳入合計	6,199,495	18,686	6,218,181

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	後期高齢者医療広域連合納付金	5,660,220	12,884	5,673,104
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	5,660,220	12,884	5,673,104
3	保健事業費	413,088	5,802	418,890
	1 健康診査等事業費	413,088	5,802	418,890
	歳 出 合 計	6,199,495	18,686	6,218,181

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
納入通知書印字封入封緘 に 要 す る 経 費	令 和 5 年 度	千円 6,773
督促状等印字封入封緘 に 要 す る 経 費	令 和 5 年 度	1,072

令和4年度岡崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和4年度岡崎市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ826,422千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,064,476千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和4年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	国庫支出金	4,853,215	17,777	4,870,992
	1 国庫負担金	4,351,567	16,160	4,367,727
	2 国庫補助金	501,648	1,617	503,265
4	支払基金交付金	6,561,142	30,916	6,592,058
	1 支払基金交付金	6,561,142	30,916	6,592,058
5	県支出金	3,414,673	12,327	3,427,000
	1 県負担金	3,285,574	11,801	3,297,375
	2 県補助金	129,099	526	129,625
7	繰入金	4,122,449	45,125	4,167,574
	1 一般会計繰入金	3,864,631	20,678	3,885,309
	2 基金繰入金	257,818	24,447	282,265
8	繰越金	1	720,277	720,278
	1 繰越金	1	720,277	720,278
	歳入合計	25,238,054	826,422	26,064,476

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	保険給付費	23,598,401	86,038	23,684,439
	1 介護サービス等諸費	21,422,481	85,175	21,507,656
	2 介護予防サービス等諸費	804,057	863	804,920
3	地域支援事業費	965,698	3,993	969,691
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	769,052	3,593	772,645
	3 包括的支援事業・任意事業費	164,791	400	165,191
4	基金積立金	3,310	448,655	451,965
	1 基金積立金	3,310	448,655	451,965
5	諸支出金	155,501	287,736	443,237
	1 償還金及び還付加算金	4,006	287,736	291,742
	歳 出 合 計	25,238,054	826,422	26,064,476

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
納入通知書印字封入封緘 に 要 す る 経 費	令 和 5 年 度	千円 2,742
督促状等印字封入封緘 に 要 す る 経 費	令 和 5 年 度	1,319

令和4年度岡崎市継続契約集合支払特別会計補正予算（第1号）

令和4年度岡崎市の継続契約集合支払特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ266,486千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,783,405千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	繰入金	1,516,919	266,486	1,783,405
	1 一般会計繰入金	1,475,089	251,057	1,726,146
	2 特別会計繰入金	41,830	15,429	57,259
	歳入合計	1,516,919	266,486	1,783,405

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	継続契約集合支出	1,516,919	266,486	1,783,405
	1 継続契約集合支出	1,516,919	266,486	1,783,405
	歳出合計	1,516,919	266,486	1,783,405

令和4年第100号議案

令和4年度岡崎市こども発達医療センター特別会計補正予算（第1号）

令和4年度岡崎市のこども発達医療センター特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ236,152千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	142,380	7	142,387
	1 一般会計繰入金	142,380	7	142,387
	歳入合計	236,145	7	236,152

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4	諸支出金	1	7	8
	1 償還金	1	7	8
	歳 出 合 計	236, 145	7	236, 152

令和4年度岡崎市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和4年度病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

（項目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
(4) 主要な建設改良事業			
建設改良費事業費	464,420千円	25,000千円	489,420千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 病院事業費用	24,907,880千円	172,891千円	25,080,771千円
第1項 医業費用	24,170,960千円	172,891千円	24,343,851千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中本文括弧書を改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,256,993千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,587千円、過年度分資本的収支留保資金436,277千円並びに過年度分損益勘定留保資金818,129千円で補填するものとする。）。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	1,536,232千円	25,000千円	1,561,232千円
第4項 企業債	392,700千円	25,000千円	417,700千円
	支	出	
第1款 資本的支出	2,793,225千円	25,000千円	2,818,225千円
第1項 建設改良費	1,008,209千円	25,000千円	1,033,209千円

（企業債）

第5条 予算第5条に定めた企業債に、次のとおり追加する。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法

<p>駐車場整備 事業費</p>	<p style="text-align: center;">千円</p> <p>25,000</p>	<p>普通貸借</p>	<p>4.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)</p>	<p>政府資金等につ いてはその融資 条件により、銀 行その他の場 合にはその債 権者と協定す る融資条件に よる。ただし、 融資条件又は 企業財政の都 合により償還 年限を短縮し 、若しくは繰 上償還し、又 は低利債に借 換えることが できる。</p>
----------------------	---	-------------	--	---

令和4年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

令和4年度岡崎市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 水道事業収益	8,212,658千円	1,918千円	8,214,576千円
第1項 営業収益	7,176,959千円	△545,448千円	6,631,511千円
第2項 営業外収益	1,035,697千円	547,366千円	1,583,063千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	7,131,582千円	214,114千円	7,345,696千円
第1項 営業費用	6,863,299千円	214,114千円	7,077,413千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1) 職員給与費	923,163千円	△276千円	922,887千円

第4条 予算第9条の次に次の1条を加える。

（他会計からの補助金）

第10条 水道事業経営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、546,779千円である。

令和4年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

令和4年度岡崎市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		収	入
第1款 下水道事業収益	9,330,217千円	△6,002千円	9,324,215千円
第1項 営業収益	6,260,600千円	△6,002千円	6,254,598千円
		支	出
第1款 下水道事業費用	8,773,951千円	28,820千円	8,802,771千円
第1項 営業費用	7,816,202千円	28,820千円	7,845,022千円

令和4年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

